平成２２年（フ）第１５６１号
横浜市中区福富町仲通１番地９　福富町仲通公団216号室
債務者　田澤　嘉子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０９号
東京都武蔵村山市学園３丁目５番地の９
債務者　久保　卓也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５２号
東京都昭島市拝島町１丁目８番23―101号
債務者　森田　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１号
愛知県新城市字裏野40番地３　雇用促進住宅２棟１－５号
債務者　村松　克美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２５号
愛知県豊川市山道町１丁目61番地　レオパレスこだま101号
債務者　たこ道場こと　夏目　舒子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２７号
愛知県豊橋市八町通１丁目61番地１　502
債務者　冨本　久夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８１号
岡山県久米郡美咲町錦織1415番地２
債務者　谷本　浩美（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第８５号
岡山県津山市小原35番地
債務者　西谷　悦二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１３１号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免506番地18　田中ビル４Ｆ
債務者　武藤　龍文
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免506番地18　田中ビル４Ｆ
債務者　武藤　里美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免764番地１　ピュアライフみなみＢ201号、旧住所長崎県北松浦郡佐々町須崎免506番地18　田中ビル４Ｆ
債務者　武藤　龍彰
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市稲荷町３番２号
債務者　川上久美子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市福石町10番４号、旧住所長崎県佐世保市福石町８番15号
債務者　秋吉志寿子（旧姓出浜）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市高梨町11番11号
債務者　岩田　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
長崎県佐世保市高梨町11番11号
債務者　岩田　冷子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
秋田県能代市字鳥小屋９番地９
債務者　桜田　真二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後４時30分
秋田地方裁判所能代支部